

富田林市自動通話録音装置貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電話を用いた特殊詐欺事案における被害を未然に防止するため、予算の範囲内で市民に対して自動通話録音装置を無償で貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自動通話録音装置」とは、電話機に設置することにより、電話機の呼出音が鳴る前に、発信者に対して自動で警告メッセージを流す機械であって、次に掲げる機能を有するものをいう。

- (1) 受話器が応答した時から自動で通話の録音を開始し、通信が遮断された時点で停止する機能
- (2) 録音した通話のデータ量が保存可能な容量を上回るときは、過去の通話のデータを自動で消去し、上書き保存する機能
- (3) 録音した通話のデータを再生又は消去する機能

(対象者)

第3条 自動通話録音装置の貸与の対象となる者は、本市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上のみの世帯
- (2) 日中の在宅者が65歳以上の者のみとなることが常態の世帯
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯

(貸与の申込み)

第4条 自動通話録音装置の貸与を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、富田林市自動通話録音装置貸与申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、受付順にその内容を審査の上、貸与の可否を決定し、富田林市自動通話録音装置（貸与・不貸与）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の貸与を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(自動通話録音装置の貸与)

第6条 自動通話録音装置の貸与は、1世帯につき1台とし、無償とする。

2 貸与期間は、前条の貸与の決定日から令和11年5月31日までとする。

3 市長は、前項の貸与期間が満了したときは、貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）に対し自動通話録音装置を譲渡するものとする。

（変更等の届出）

第7条 被貸与者は、第4条の申込みの内容に変更が生じたとき又は自動通話録音装置の故障若しくは紛失により使用できなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（被貸与者の管理）

第8条 市長は、富田林市自動通話録音装置貸与台帳（様式第3号）を作成し、被貸与者の情報を管理するものとする。

（設置状況の確認）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、自動通話録音装置の設置状況について必要な確認をすることができる。

（自動通話録音装置の返還等）

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動通話録音装置を返還し、又は賠償しなければならない。

（1） 虚偽又は不正の手段により貸与を受けたとき。

（2） 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

（3） 被貸与者の故意又は過失により自動通話録音装置を紛失したとき。

（4） 第5条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

（5） 設置が不要になったとき。

（6） 前各号に掲げるもののほか、設置が適当でないと市長が認めたとき。

2 被貸与者は、前項の規定により自動通話録音装置を返還するときは、自らの責任において録音した通話のデータを消去しなければならない。

3 被貸与者は、第1項の規定により自動通話録音装置を賠償するときは、同一の現物によらなければならない。この場合において、廃版その他の事由により現物の入手が困難であると市長が認めるときは、同等の自動通話録音装置をもって賠償することができる。

（免責）

第11条 市は、被貸与者が取り付けた自動通話録音装置によって発生した事故等について、賠償の責任を負わないものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年要綱第12号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の富田林市自動通話録音装置貸与事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があったものについて適用し、同日前に交付の申請があったものについては、なお従前の例による。